

複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて

平成8年7月23日総一第233号高等裁判所長
官，地方，家庭裁判所長あて総務局長通知

下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第24条第4項の規定により，最高裁判所の定める員数の事務局次長を置く裁判所が別表のとおり指定され，当該裁判所の事務局に置く事務局次長の員数が同表のとおり定められ，平成8年8月1日から実施されます。

なお，平成6年7月22日付け最高裁総一第191号総務局長通知「複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて」により通知された指定及び定めは，平成8年7月31日限り，取り消されます。

(別表)

裁判所	員数
東京地方裁判所	3
横浜地方裁判所	2
大阪地方裁判所	3
京都地方裁判所	2
神戸地方裁判所	2
名古屋地方裁判所	2
広島地方裁判所	2
福岡地方裁判所	3
札幌地方裁判所	2
東京家庭裁判所	3
大阪家庭裁判所	3
福岡家庭裁判所	2